

1. 当方の「日米合同委員会合意、政府との協定・確認事項を守り、守らせること。なお、各事項について、その実態を調査・検証し、結果と対策を自治体、住民に公表すること。」との2点について。

質疑応答で、深夜の飛行データを提示、また外来機の飛来と飛行訓練の実態を説明し、現状認識を質した。御省の担当者からは「米軍は合意を守っていると考えている。」との説明があった。しかし、生々しい実態の前に反論すること無く沈黙に終わった。本年度より普天間、嘉手納基地では24時間の目視調査が始まったとのことであり、4月から6月までの三ヶ月間の実績を公表し、また、日米合同委員会に報告して規制措置の徹底など騒音対策の実効をあげることを求めるが、見解を明らかにされたい。

また質疑応答の中で当方より、海兵隊の広報官が日米合同委員会合意の騒音防止の規制措置について「そんなものの存在は知らない。私たちは米軍のマニュアルを守るのみ。」との発言を、協定が守られない具体例として紹介した。

1960年に日米安保条約・地位協定が締結されて57年が経つにもかかわらず、米軍の活動および運用に関し、日米合同委員会での合意が米軍内で共有化されていない実態が明らかになったと考える。政府は、日米合同委員会にこの事実を報告し、米軍内への日米合同委員会合意の指導徹底と教育およびマニュアル等への反映を求め、その結果を合同委員会として検証し、結果を公開することを求めるが、見解を明らかにされたい。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における飛行活動等の実施は、米軍の運用上必要不可欠なものですが、他方、航空機による騒音は、周辺住民の方々にとり深刻な問題であり、飛行場周辺の騒音軽減は重要な課題の一つと認識しており、防衛省としては、これまでもその実態の把握のため、目視調査を実施し、その結果については、1年間の結果を取りまとめの上、公表してきたところです。

今年度から、両飛行場における目視調査は24時間、全機種を対象とし、両飛行場を離発着する全航空機の離着陸回数を確認することにより、更なる実態の把握に努めているところであり、本年4月以降の調査結果についても、御指摘の点を含め、対応を検討してまいります。

また、御指摘の海兵隊広報官によるものとされる発言については承知しておりませんが、日米両政府は、平成8年3月28日、日米合同委員会で嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置を合意しているところ、これまでも

累次の機会に、米側に対し、日米合同委員会等の場を通じ、騒音規制措置を遵守し、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう申入れを行ってきています。また、この騒音規制措置において、両飛行場に「配属される、あるいは同飛行場を一時的に使用するすべての航空関係従事者は、周辺地域社会に与える航空機騒音の影響を減少させるために本措置に述べられている必要事項について十分な教育を受け、これを遵守する」とされています。いずれにせよ、防衛省としては、引き続きこの騒音規制措置を遵守し、飛行場周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう働きかけてまいります。

2. 当方の「市街地上空での訓練飛行を行わせないこと。日本のどこにおいても低空飛行訓練を行わせないこと。」への回答では、なぜ市街地上空での訓練飛行が必要なかの説明もなかった。再回答を求めます。

低空飛行訓練については、「米軍が訓練を通じてパイロットの技能の維持・向上をすることは不可欠。我が国の安全保障上訓練の必要性はある。」と米軍はもとより、政府自らが当事者としての立場で必要性を強調しており、周辺住民の被害については、米軍に対し「我が国の公共の安全に妥当な配慮をしなければならない。」、政府として「米軍機の飛行に際し安全面に最大限の配慮を尽くすよう・・・地域住民の安全への影響を最小限にするよう働きかけている。」、「今後とも働きかけを継続・・・」と通り一遍の決まり文句を並べ立てているだけで市街地上空での危険な低空飛行訓練実施の合理的理由や整合性の有無をも説明もせず、住民の安全対策をないがしろにしている。

再度、市街地上空での訓練飛行、低空飛行訓練を止めるよう求める。御省の見解を明らかにされたい。

一般的に、米軍が訓練を通じてパイロットの技能の維持及び向上を図ることは、即応態勢という軍隊の機能を維持する上で不可欠の要素であり、日米安全保障条約の目的達成のために極めて重要です。

他方、米軍は全く自由に飛行訓練を行ってよいわけではなく、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきことはいうまでもありません。例えば、平成8年3月28日の嘉手納飛行場及び普天間飛行場に係る航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意では、「飛行場の場周経路は、できる限り学校、病院を含む人口稠密地域上空を避けるよう設定する」とされており、また、平成11年1月14日の在日米軍による低空飛行訓練に関する合同委員会合意では、「在日米軍は低空飛行訓練を実施する際に安全性を最大限確保する。同時に、在日米軍は、低空飛行訓練が日本の地元住民に与える影響を最小限にする。」とされているところです。さらに、防衛省としては、実際の米軍の飛行に際し周辺住民から苦情を受けた場合には、米側に対し、これら合意を遵守し、安全確保に万全を期するよう申入れるなどの対応をしてくれています。

防衛省としては、今後とも、米側に対し、これらの合意を遵守するとともに、飛行訓練に際しては、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう働きかけてまいります。

3. 当方の「MV22 オスプレイの沖縄での墜落事故について、原因究明が完全に明らかになるまでオスプレイの飛行を禁止すること」の要請について。

原因究明中としながら事故後1週間も経たず飛行再開、更に1ヶ月も経たないで空中給油訓練を再開した。事故発生時に政府は、直ちに米国に対し事故調査報告書の写しの提供を求めている。日米合意によれば事故調査報告書は6ヶ月以内に提供されることが確認されている。検証可能な公式文書の無いなか、6月7日、防衛省は「米国が飛行安全上の確認を行い、機体には問題がない」とする説明および再発防止策を了承、飛行再開、空中給油訓練再開を容認したと報告された。私たち基地周辺住民にとって墜落事故の絶えないオスプレイは危険極まりない存在であり、このような国の事故後の対応に不信を抱かざるを得ません。

事故発生から6ヶ月経過後の今日、未だ米国から事故調査報告書の提供がないとの報道であり、速やかに事故調査報告書を手に入れ、公開の上、事故原因を明確にし、安全性が担保されたか否かの地元説明会等を行うことを求めます。なお、現在において事故報告書が未完成の場合は、その理由、完成見通しについて回答するよう求めます。御省の見解を明らかにされたい。

米側による事故原因の調査報告書については、平成8年12月2日の日米合同委員会合意では、米軍航空機の事故調査報告書の公表可能な写しの日本国政府への提供は、原則として、日本国政府による要請の日から6か月以内になされ、6か月が経過した後は、3か月ごとに終了の見込まれる日を更新・通知することとされております。

政府としては、米側に対し、昨年12月19日に本件事故に係る事故調査報告書の公表可能な写しを提供するよう要請して以来、様々な機会に提供時期について照会してきたところ、米側からは、鋭意作業を行っており、見込みが得られ次第、日本側に通知するとの説明を受けているところです。

防衛省としては、引き続き米側に対し、事故調査報告書の提供を求めていく考えであり、米側から情報が得られ準備が整い次第、関係地方公共団体に対して丁寧に説明するなど適切に対応していく考えです。

4. 当方の「各基地への外来機乗り入れを止めること。」との要請に対し、「米軍パイロットの技術向上の必要はあるが、我が国の住民への影響に配慮することは当然である。引き続き、米軍への働きかけを行っていく。」との回答があった。そもそも嘉手納基地周辺住民の騒音被害軽減を目的に再編ロードマップで嘉手納基地定駐機の訓練移転が日米合意されたものである。つまり、訓練移転時の空きを埋める外来機の飛来・訓練はロードマップ作成時の本意に反し本末転倒と言わざるを得ない。この経過を無視し外来機の飛来・訓練を正当化した対応は、実態を直視した回答とは言えません。改めて、実態に即した実効性ある回答を求めます。

一般的に、米軍が訓練を通じてパイロットの技能の維持及び向上を図ることは、即応態勢という軍隊の機能を維持する上で不可欠の要素ですが、我が国の公共安全に妥当な考慮を払って活動すべきことは当然であるとともに、基地周辺の騒音軽減は大変重要な課題であると認識しており、累次の機会に、米側に対し、航空機の運用に当たっては、安全な飛行の確保に努めるとともに、航空機騒音規制措置の遵守を徹底し、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう申し入れているところです。

また、平成18年5月の「再編実施のための日米ロードマップ」に基づき、航空機の訓練移転を実施してきており、嘉手納飛行場周辺においては、更なる騒音軽減を図るため、

○平成23年10月からグアム等への訓練移転

○平成26年6月から沖縄で実施されている空対地射爆撃訓練の一部を青森県に所在する三沢対地射爆撃場を使用して行う訓練移転

について、順次、拡充してきています。

これら訓練移転により、訓練の一部がグアム等に移転されることから、嘉手納飛行場を始めとする米軍基地周辺の住民に対する騒音の影響が一定程度軽減されているものと認識しています。

今後とも米側に対し、基地周辺の騒音の軽減が図れるよう一層の協力を求めるとともに、訓練移転を積み重ねるなど、可能な限り地元の負担軽減に努めていく所存です。

5. 当方の「嘉手納・普天間基地での場周経路飛行訓練は・・・・・・墜落・爆音の防止のため、直ちに場周経路飛行訓練は止めさせること。」の要請に対し、「米軍機の飛行について、場周経路については、学校等の上空、人口密集地域を避けるよう設定されている。これについても米軍に対しては、安全に配慮を払うとともに、周辺住民の影響を最小限にするよう働きかけている。」との回答であった。いずれの基地においても、所属機の墜落及び落下物の事例が発生しており、市街地を場周経路に設定しての訓練飛行には、危険が隣合わせであり、住民は不安感に付きまといまわっています。そもそも、米軍の基地外における訓練については、地位協定ではまったく定めがありません。したがって政府は、日米合同委員会で協議し解決を図るべきと考えます。政府が、そうした対応のもとに実効ある対策を講じ、住民に安全、安心を担保すべきことを求めます。御省の見解を求めます。

一般的に、米軍が訓練を通じてパイロットの技能の維持及び向上を図ることは、即応態勢という軍隊の機能を維持する上で不可欠の要素であり、日米安全保障条約の目的達成のために極めて重要です。

他方、米軍は全く自由に飛行訓練を行ってよいわけではなく、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきことというまでもないことであり、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における場周経路については、できる限り学校、病院を含む人口密集地域上空を避けるよう設定されています。

防衛省としては、これまでも、米軍の訓練に際しては、安全面に配慮を払うとともに、地域住民の方々に与える影響を最小限にとどめるよう米側に申し入れてきており、引き続き、米側に働きかけてまいりたいと考えております。

6. 外来機の飛来・訓練の質問の中で、当方より嘉手納基地での飛行訓練移転の留守中に米国の州軍機が飛来し、パラシュート降下訓練を実施した案件を紹介した。そして、訓練移転中の空きを埋める行為自体が「米軍再編ロードマップ」の趣旨に反することを指摘し改善を求めた。州軍機によるパラシュート降下訓練の実施は、更に SACO 合意にも違反するという非常識極まりない行為であると強調しておく。政府は、主権国として2国間合意違反に対し、断固厳正に対処すべきである。日米合同委員会において厳しく是正を求め、再発防止を米国側に求めることを要求する。御省の見解を求めます。

平成8年のSACO最終報告において、パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転することを、日米両政府間で合意しました。

その後、平成19年に日米両政府間で、引き続き、基本的に伊江島補助飛行場を主要な訓練場として使用することとし、嘉手納飛行場は、例外的な場合に限り使用されることについて、認識の共有をしています。

防衛省としては、今後とも、日米間の様々な会談や協議等の場において、我が方の考え方を説明するとともに、パラシュート降下訓練は、SACO最終報告に沿って、伊江島補助飛行場において実施するよう、引き続き、米側に求めていく考えです。

なお、4でお答えしたとおり、平成18年5月の「再編実施のための日米ロードマップ」に基づく訓練移転により、訓練の一部がグアム等に移転されることから、嘉手納飛行場を始めとする米軍基地周辺の住民に対する騒音の影響が一定程度軽減されているものと認識しており、今後とも米側に対し、基地周辺の騒音の軽減が図れるよう一層の協力を求めるとともに、訓練移転を積み重ねるなど、可能な限り地元の負担軽減に努めていく所存です。

7. 小松基地では F-15 戦闘機 40 機が配備されていましたが、2016 年の 6 月 1 日より新田原基地からアグレッサー部隊（F-15 戦闘機 10 機）が増強されたことで、騒音がこれまでより 2 割増大しています。この事実について、基地側も自治体も認めています。その実態を、調査データを公表することで明らかにしていただきたい。御省の見解を求めます。

小松飛行場周辺の航空機騒音状況については、近畿中部防衛局のホームページにおいて、毎月、別添資料を公表しております。

平成 28 年 6 月、アグレッサー部隊が移駐した後の騒音状況については、測定個所により異なりますが、増加傾向にあることは承知しております。

防衛省としては、引き続き、騒音状況の把握に努めつつ障害の実態等を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えています。

8. 国側は、「環境基準を守るために民家防音工事を施行している」と説明するが、しかし施工後、数十年経過している家屋では、ほとんどの場合において劣化により防音機能が低下しており、環境基準が守られていないと国側も認めざるを得なくなっている。環境基準の達成のための国側の具体的な対策を示されたい。

防衛省としては、飛行場周辺の航空機騒音により生ずる障害の防止等のため、市街地上空での飛行や早朝及び夜間における飛行は出来る限り控えること、長時間にわたるホバリングを極力しないこと等航空機の騒音を可能な限り軽減するよう努力しております。

また、住宅防音工事の施工後、10年以上が経過し、機能の全部又は一部を保持していない防音建具等については、機能復旧工事を行うことにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるよう努めているところです。

当省としては、今後とも、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう配慮するとともに、住宅防音工事に関する助成措置をはじめとする各種の騒音対策の推進に努めてまいります。

9. 日米地位協定 18 条 5 は「公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権は、日本国が次の規定に従って処理する。」として、「(中略) (1) 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その二十五パーセントを日本国が、その七十五パーセントを合衆国が分担する。」とある。

ところが今回の政府側回答は、「米側は負担の必要がない」に近いものであった。従来の政府側見解は、私たちのような基地訴訟における慰謝料（損害賠償金）について「米側に請求したが応じてくれない」という答弁であった。この条項について、政府の解釈が変わったのか否か、具体的に説明されたい。

6 月 7 日、御説明したとおり、米軍機による騒音に係る訴訟に関する損害賠償金等の日米地位協定に基づく分担の在り方については、日米両政府の立場が異なっていることから、妥結を見ておりません。

日本政府としては、米国政府に対して損害賠償金等の分担を求めるとの立場で引き続き米国政府との協議を重ねていく考えです。

10. 横田飛行場における騒音規制（昭和39年4月日米合同委員会合意）によると、「管制塔員は、所定の場周経路及び騒音抑制措置を確実に遵守させるため、横田飛行場地域の上空を飛行する航空機を常時監視し、指示する。横田飛行場司令官及びその幕僚は、騒音問題及びその抑制措置に対して細心の注意を払うとともに・・・」とある。

近年、横須賀に寄港した際の空母艦載機（戦闘機）が群馬県方面での訓練帰りに、わざわざ横田飛行場上空でローパスを行ったり、タッチ&ゴーを行ったりするケースが散見されるようになっている。これらは当然、防衛省の職員の知るところであると思われる。尙うが、上記の日米合同委員会合意の趣旨を理解していない・または、合意事項が守られていないこれらの行為に対し、日本政府は、どのように対処されているのか具体的に明らかにされたい。

御指摘の飛行の詳細については承知しておりませんが、昭和39年4月17日の横田飛行場の航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意において、「管制塔員は、所定の場周経路及び騒音抑制措置を確実に遵守させるため、横田飛行場地域の上空を飛行する航空機を常時監視し、指示する。横田飛行場司令官及びその幕僚は、騒音問題及びその抑制措置に対して細心の注意を払うとともに、住民の理解を深め、日米双方の協力を推進するため、政府の地方機関及び地方公共団体と密接な連絡をとる。」とされているところです。いずれにせよ、防衛省としては、米側に対し、引き続きこの騒音規制措置を遵守し、飛行場周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう働きかけてまいります。

【問7関係】

小松飛行場周辺の航空機騒音状況(平成27年度)

上段:単位(WECPNL)

中段:(Ldenの値)

下段:1日当たりの平均騒音発生回数

No.	測定地点(場所)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度	年間騒音発生回数
1	行政財産内 (小松市向本折町)	97.2	95.8	99.1	95.8	95.2	98.4	100.1	98.6	95.0	91.8	94.2	95.5	96.9	21,296
		(78.9)	(76.8)	(80.4)	(77.2)	(76.5)	(79.9)	(81.5)	(80.2)	(76.3)	(73.7)	(75.7)	(76.9)	(78.4)	
		63	55	70	60	53	67	74	63	43	44	53	54	58	
2	行政財産内 (小松市日末町)	96.9	98.4	98.9	99.7	96.1	96.3	97.5	96.2	92.9	94.1	94.6	96.6	96.9	23,452
		(78.4)	(79.6)	(80.0)	(80.8)	(76.8)	(77.2)	(78.9)	(77.8)	(74.6)	(75.6)	(76.1)	(77.7)	(78.2)	
		71	63	82	67	61	71	80	69	47	46	54	58	64	
3	片野町公民館 (加賀市片野町)	65.7	58.4	65.7	61.3	59.0	66.2	62.0	64.1	57.8	58.0	61.9	67.1	63.4	3,433
		(51.1)	(45.1)	(51.0)	(47.7)	(46.2)	(51.2)	(47.6)	(49.1)	(44.2)	(44.5)	(47.4)	(52.5)	(48.9)	
		15	7	14	10	9	14	7	9	5	6	8	10	9	
4	潮津保育所 (加賀市潮津町)	58.9	58.5	57.5	60.2	56.3	60.4	61.4	58.3	62.5	60.9	59.2	59.4	59.8	1,386
		(47.3)	(46.1)	(46.6)	(48.0)	(45.5)	(46.6)	(49.2)	(46.8)	(47.6)	(49.4)	(47.0)	(48.0)	(47.5)	
		3	3	2	3	2	4	7	5	4	5	4	4	4	
5	御幸中学校 (小松市村松町)	69.3	64.8	68.2	67.0	65.7	69.7	71.0	68.4	65.7	66.5	68.4	66.0	67.9	5,069
		(54.5)	(50.8)	(54.4)	(52.8)	(50.6)	(54.4)	(56.8)	(54.0)	(52.2)	(51.9)	(53.3)	(52.9)	(53.6)	
		15	11	19	15	11	22	21	15	8	7	12	11	14	
6	こばと保育園 (小松市上小松町)	68.9	64.8	67.8	64.8	62.1	67.8	69.2	68.0	64.5	63.5	65.2	67.2	66.7	2,988
		(56.7)	(52.9)	(55.5)	(51.6)	(48.4)	(54.1)	(56.4)	(54.7)	(51.7)	(49.7)	(52.2)	(53.7)	(53.8)	
		8	5	11	5	5	14	16	12	5	4	5	7	8	
7	根上中学校 (能美市浜町)	71.3	70.5	71.6	67.3	64.5	71.6	68.9	69.9	66.9	65.0	65.6	65.7	69.0	3,870
		(59.3)	(57.5)	(59.0)	(54.2)	(51.9)	(57.2)	(56.7)	(57.5)	(53.7)	(52.2)	(53.0)	(53.1)	(56.2)	
		13	13	15	11	7	12	15	12	7	5	8	8	11	
8	粟生小学校 (能美市粟生町)	62.0	61.9	63.3	62.6	56.8	62.8	61.6	63.7	60.9	62.6	59.6	62.2	62.0	3,575
		(48.4)	(48.5)	(50.2)	(49.1)	(43.7)	(49.0)	(49.0)	(50.0)	(47.7)	(48.8)	(46.5)	(48.5)	(48.6)	
		9	11	12	13	6	6	8	12	10	13	10	9	10	
9	小島町公民館 (小松市小島町)	75.5	71.6	77.3	76.5	77.9	81.3	82.0	81.9	77.1	75.2	76.2	79.0	78.6	8,876
		(61.8)	(58.0)	(62.5)	(61.5)	(62.7)	(66.1)	(67.0)	(66.7)	(62.3)	(60.5)	(61.6)	(64.3)	(63.7)	
		27	20	26	18	23	34	36	33	16	14	18	27	24	
10	伊切町老人集会場 (加賀市伊切町)	76.1	74.7	73.2	71.7	75.6	77.8	77.8	76.2	73.6	74.6	74.9	77.1	75.6	13,865
		(60.9)	(59.8)	(58.0)	(57.2)	(60.2)	(61.6)	(61.7)	(60.9)	(58.8)	(60.2)	(59.7)	(61.5)	(60.2)	
		43	34	41	29	36	46	50	46	31	28	34	38	38	

※ NO.7は平成26年6月より根上こどもの家から根上中学校に変更

小松飛行場周辺の航空機騒音状況(平成28年度)

上段:単位(WECPNL)

中段:(Ldenの値)

下段:1日当たりの平均騒音発生回数

No.	測定地点(場所)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度	年間騒音発生回数
1	行政財産内 (小松市向本折町)	96.6	96.2	100.0	96.6	97.3	101.3	98.0	97.5	92.5	91.6	94.6	94.5	97.2	22,996
		(78.2)	(78.1)	(81.3)	(78.3)	(78.9)	(82.3)	(80.0)	(79.5)	(74.7)	(73.5)	(76.5)	(75.9)	(78.8)	
		65	51	75	72	63	77	73	64	50	50	62	55	63	
2	行政財産内 (小松市日末町)	97.4	96.6	98.8	100.7	97.1	97.9	98.1	95.7	95.1	94.8	97.2	95.8	97.4	24,934
		(79.1)	(79.1)	(80.2)	(81.8)	(78.2)	(78.8)	(79.4)	(77.4)	(77.3)	(76.6)	(78.8)	(77.4)	(78.9)	
		68	55	76	79	69	87	81	67	53	56	70	60	68	
3	片野町公民館 (加賀市片野町)	62.3	60.0	60.7	58.2	60.7	69.2	62.4	63.9	60.4	57.8	60.2	59.8	62.6	3,385
		(47.8)	(48.6)	(47.6)	(46.0)	(47.6)	(53.3)	(48.7)	(49.4)	(45.7)	(44.0)	(46.4)	(46.3)	(48.3)	
		9	7	11	6	9	13	13	12	7	6	10	9	9	
4	潮津保育所 (加賀市潮津町)	60.4	59.9	55.1	59.9	57.4	59.3	60.1	61.1	61.3	59.3	62.9	63.4	60.5	1,634
		(47.0)	(50.6)	(44.0)	(48.8)	(45.0)	(46.8)	(48.0)	(49.1)	(49.3)	(47.3)	(50.5)	(51.1)	(48.6)	
		3	3	2	3	2	4	5	6	6	5	8	7	5	
5	御幸中学校 (小松市村松町)	68.3	67.1	66.5	66.3	64.4	68.9	68.8	69.8	63.8	66.1	66.9	67.2	67.3	4,461
		(54.1)	(53.3)	(52.1)	(53.0)	(50.5)	(54.0)	(54.8)	(55.5)	(50.4)	(51.4)	(53.4)	(52.8)	(53.2)	
		17	10	17	13	11	16	19	15	6	6	10	8	12	
6	こばと保育園 (小松市上小松町)	66.9	65.4	67.1	65.7	66.3	69.1	67.8	68.6	64.0	64.3	66.7	66.2	66.8	3,631
		(53.7)	(52.9)	(54.7)	(52.9)	(53.3)	(56.3)	(54.6)	(55.5)	(50.8)	(50.7)	(52.9)	(52.6)	(53.7)	
		9	8	13	8	12	17	14	12	5	5	8	7	10	
7	根上中学校 (能美市浜町)	68.0	65.1	67.9	67.8	67.4	73.2	69.5	69.8	66.9	65.7	67.5	66.6	68.5	4,546
		(55.1)	(52.8)	(54.8)	(55.0)	(54.7)	(59.3)	(57.9)	(57.5)	(53.3)	(53.0)	(55.1)	(54.6)	(55.7)	
		14	9	14	14	14	16	15	14	9	8	11	11	13	
8	粟生小学校 (能美市粟生町)	61.6	61.3	63.2	62.1	58.7	62.1	59.4	59.2	60.3	59.5	64.3	61.4	61.4	3,508
		(48.3)	(50.0)	(52.1)	(49.8)	(46.4)	(49.5)	(46.6)	(46.2)	(47.5)	(46.7)	(50.4)	(47.7)	(48.8)	
		13	11	11	11	5	7	7	8	12	10	14	10	10	
9	小島町公民館 (小松市小島町)	80.3	79.3	82.5	80.7	82.4	84.1	83.1	83.8	77.4	79.1	81.1	78.9	81.5	12,153
		(65.3)	(63.8)	(67.0)	(65.7)	(67.2)	(68.9)	(68.1)	(68.9)	(62.8)	(64.4)	(66.1)	(64.2)	(66.4)	
		33	22	33	30	38	48	46	38	24	26	32	31	33	
10	伊切町老人集会場 (加賀市伊切町)	75.7	75.8	76.7	76.8	76.6	79.3	77.8	77.6	75.5	73.9	76.3	76.1	76.7	15,139
		(60.9)	(62.9)	(61.1)	(62.4)	(60.8)	(63.2)	(62.3)	(62.3)	(61.2)	(59.3)	(61.6)	(61.1)	(61.7)	
		40	35	45	41	43	53	51	45	33	33	43	36	42	

航空機騒音自動測定位置図



NO.	測定地点	NO.	測定地点
①	飛行場東側	⑥	こばと保育園
②	飛行場西側	⑦	根上中学校
③	片野町公民館	⑧	粟生小学校
④	潮津保育所	⑨	小島町公民館
⑤	御幸中学校	⑩	伊切町老人集会場

凡 例

- 防衛施設
- 第一種区域
- 市町境界線